

「札幌市避難場所基本計画改定案」に対する  
ご意見の概要と札幌市の考え方

令和元年（2019年）9月

札幌市

市政等資料番号  
01-N02-19-1902

札幌市では、「札幌市避難場所基本計画改定案」について、市民の皆さまからのご意見を募集し、この度、お寄せいただいたご意見の概要と、それに対する札幌市の考え方を取りまとめました。

なお、ご意見は、趣旨が変わらない程度に要約等を行うとともに、計画改定案と直接関係がないご意見については、公表しておりませんので、ご了承ください。

## 1 実施概要

### (1) 公表資料

- ア 札幌市避難場所基本計画改定案 本書
- イ 札幌市避難場所基本計画改定の概要

### (2) 意見募集期間

令和元年（2019年）7月19日（金）から8月19日（月）まで

### (3) 資料の配布・閲覧場所

- ア 札幌市役所本庁舎 7階 危機管理対策室危機管理対策課
- イ 札幌市役所本庁舎 2階 市政刊行物コーナー
- ウ 札幌市各区役所 総務企画課（広聴係）
- エ 札幌市各まちづくりセンター
- オ 札幌市公式ホームページ

### (4) 周知方法

- ア 札幌市公式ホームページへの掲載
- イ 広報さっぽろ8月号への掲載
- ウ 報道機関への情報提供
- エ 出前講座等での情報提供

## 2 パブリックコメントに対するご意見の内訳

### (1) 意見提出者数及び意見件数

- ア 意見提出者数  
25名
- イ 意見件数  
64件

### (2) 提出方法別内訳

提出方法	電子メール	郵送	FAX	合計
提出者	20名	3名	2名	25名

## (3) 意見の内訳及び件数

分類	件数
用語の解説	1件
第1章 総則	
4 避難者数の想定	1件
第2章 避難場所等の分類と指定	
1 避難場所等の分類	5件
4 周知方法	2件
第3章 応急救援備蓄物資の整備及び配置	
1 整備の基本的な考え方	1件
2 寒さ対策	1件
3 食糧対策	2件
4 トイレ対策	1件
5 照明・停電対策	13件
8 配置の基本的な考え方	1件
第4章 要配慮者等への対応	
1 配慮の基本的な考え方	4件
3 外国人への対応	1件
5 女性への対応	1件
8 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応	3件
その他	6件
第5章 避難所における生活環境の確保	
3 避難者の特性に応じたスペースの確保	1件
4 通信・情報対策	4件
5 健康・衛生対策	2件
7 飲料水対策	2件
8 防犯対策	1件
その他	2件
第6章 運営方針	
1 開設、閉鎖・集約の基本的な考え方	4件
2 運営の基本的な考え方	3件
その他の意見	1件
計画改定案と直接関係がない意見	1件
合 計	64件

### 3 意見に基づく当初案からの修正点

市民の皆さまからいただいたご意見をもとに、当初案から1項目修正を行いました。

#### 用語の解説

意見の概要	札幌市の考え方
<p>難病患者の症状や配慮すべき内容が多様化している中で、避難所運営管理者や一般の避難者の方々にそれらのことを広く認知を図り、避難所での配慮や補助を充足させるために項目を明記していただきたい。</p>	<p>難病患者についても要配慮者に含まれますので、ご意見を踏まえ、要配慮者に関するページ（目次、用語の解説、P.16）に「難病患者」の文言を明記することといたします。</p>
	<p>修正内容（目次）</p>
	<p>&lt;修正前&gt;</p>
	<p>2 要介護高齢者・障がい者・妊産婦等への対応</p>
	<p>&lt;修正後&gt;</p>
	<p>2 要介護高齢者・障がい者・妊産婦・<u>難病患者</u>等への対応</p>
	<p>修正内容（用語の解説）</p>
	<p>&lt;修正前&gt;</p>
	<p>要介護高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人等の防災対策において特に配慮を要する者</p>
	<p>&lt;修正後&gt;</p>
<p>要介護高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人、<u>難病患者</u>等の防災対策において特に配慮を要する者</p>	
<p>修正内容（P.16）</p>	
<p>1 配慮の基本的な考え方</p>	
<p>1 配慮の方針</p>	
<p>&lt;修正前&gt;</p>	
<p>・・・過去の災害に鑑み、要介護高齢者、障がい者、外国人、妊産婦等の要配慮者・・・</p>	
<p>&lt;修正後&gt;</p>	
<p>・・・過去の災害に鑑み、要介護高齢者、障がい者、外国人、妊産婦、<u>難病患者</u>等の要配慮者・・・</p>	

	<p>修正内容 (P. 16)</p> <p>1 配慮の基本的な考え方</p> <p>2 福祉避難スペースの提供</p>
	<p>&lt;修正前&gt;</p> <p>要介護高齢者、障がい者及び妊産婦等は、避難所開設当初から・・・</p>
	<p>-----</p> <p>&lt;修正後&gt;</p> <p>要介護高齢者、障がい者、妊産婦<u>及び難病患者</u>等は、避難所開設当初から・・・</p>
	<p>修正内容 (P. 16)</p> <p>2 要介護高齢者・障がい者・妊産婦・難病患者等への対応</p>
	<p>&lt;修正前&gt;</p> <p>2 要介護高齢者・障がい者・妊産婦等への対応</p> <p>要介護高齢者、障がい者及び妊産婦等の要配慮者で、滞在スペースでの生活が・・・</p>
	<p>-----</p> <p>&lt;修正後&gt;</p> <p>2 要介護高齢者・障がい者・妊産婦・<u>難病患者</u>等への対応</p> <p>要介護高齢者、障がい者、妊産婦<u>及び難病患者</u>等の要配慮者で、滞在スペースでの生活が・・・</p>

#### 4 意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

市民の皆さまからいただいたご意見については、要約や分割して掲載しております。

また、類似するご意見については、代表的なご意見を掲載しております。

### 第1章 総則

#### 4 避難者数の想定 (P. 3)

意見の概要	札幌市の考え方
避難者数の想定については、最大想定避難者数のみではなく、要配慮者数の推定も必要と思う。	最大想定避難者数を基に、札幌市の人口に対する割合から要配慮者数を算出し、要介護高齢者や妊産婦の方などに提供する箱型段ボールベッドの整備を進めております。

### 第2章 避難場所等の分類と指定

#### 1 避難場所等の分類 (P. 5)

意見の概要	札幌市の考え方
福祉避難スペースでの対応が困難な要配慮者については、あらかじめ個人票等を作成し地域で把握・登録しておく、その方々に前もって該当する要配慮者二次避難所(福祉避難所)を周知していただきたい。	災害発生時、要配慮者二次避難所(福祉避難所)の候補施設は、まず入居者や利用者の安全確保を最優先に行います。その上で、開設にあたり、以下の確認が必要となります。 ①施設の被災状況がどうなっているか ②スタッフの確保ができているか ③要配慮者の受入スペースがあるか
要配慮者二次避難所(福祉避難所)を二次的な避難所の位置づけから自治体が最初から避難する施設としていただきたい。 また、災害時、要配慮者二次避難所(福祉避難所)に避難が必要な世帯から保健師が事前に聞き取り調査を行い、どの要配慮者二次避難所(福祉避難所)に何人避難するかを把握していただきたい。	このため、まずは、確実に避難できる最寄りの小中学校など一般の避難所に避難していただく仕組みとしております。 あくまでも、災害の規模やその時々状況によりますが、要配慮者の要請により地域団体や市の職員が直接伺ってその状況を確認し、場合によっては、直接要配慮者二次避難所(福祉避難所)に移送するなど、臨機応変な対応も必要な場合があると考えております。
災害時、直接要配慮者二次避難所(福祉避難所)へ誘導するのが適切と判断される方への支援・誘導を円滑に実施するために、当該地区の要配慮者二次避難所(福祉避難所)の情報を町内会に	また、自力で避難することが困難な要配慮者の避難支援について、町内会

<p>対し事前に伝えておく必要があると考える。</p>	<p>等の地域団体が主体となって取り組むことができるよう、避難行動要支援者名簿の提供や、必要な助言・研修の実施など、その活動を引き続き支援してまいりたいと考えております。</p>
<p>事前に要配慮者二次避難所（福祉避難所）がどこにあるのか知らせ、そこで生活が可能かどうかの確認をさせてほしい。</p>	<p>高齢者、障がい者などの要配慮者に、災害時にも一定の配慮を受けながら避難できる施設があることをあらかじめ周知することで、要配慮者及びその家族の災害時における避難生活の不安を軽減するため、要配慮者二次避難所（福祉避難所）の候補となる施設を事前に公表することとしております。</p> <p>ただし、災害時には、当該候補施設は入居者及び利用者の安全確認を最優先に行った上で、施設の被災状況がどうなっているか、スタッフが確保できるか、受入スペースがあるかを確認した上で、要配慮者の受入が可能かどうかを判断いたします。</p>
<p>災害の種類で「大規模な火事」とあるが、大規模火災又は大規模な市街地火災とすべきではと考える。</p>	<p>災害対策基本法施行令第 20 条の 4 第 6 号に「大規模な火事」と規定されていることから、本計画においても同様の表記としております。</p>

#### 4 周知方法（P.12）

意見の概要	札幌市の考え方
<p>避難場所の標識は多言語の他に日本語へのルビの付記や「やさしい日本語」での表示、または、色覚に障害がある方でも見つけやすい配色を検討していただきたい。</p> <p>※類似意見 1 件</p>	<p>標識の更新時に検討したいと考えております。</p>

### 第3章 応急救援備蓄物資の整備及び配置

#### 1 整備の基本的な考え方 (P.13)

意見の概要	札幌市の考え方
<p>近年建設された住宅・集合住宅は耐震性を有するため、相当数の市民は自宅に留まると予想される。このような「自宅避難者」に対して普段から自主的備蓄を呼びかける事が重要である。</p> <p>また、指定避難所(基幹)の備蓄物資の一部を当該地区の指定避難所(地域)に移しておく(分散保管する)事も必要と考える。</p>	<p>発災直後に必要となる食料品や飲料水等は家庭内備蓄による調達を基本とし、本計画においても自助の取組の中で家庭内備蓄について明記しており、日ごろから防災訓練や防災イベント等において、家庭内備蓄の促進について普及啓発を行っております。</p> <p>また、指定避難所(基幹)から著しく遠い指定避難所(地域)については、寝袋や毛布を配置しております。</p>

#### 2 寒さ対策 (P.13)

意見の概要	札幌市の考え方
<p>移動式灯油ストーブの燃料の調達方法を平時から決めておかなければいけないと思う。</p> <p>また、カセットガスストーブを備蓄品に加えてはどうか。</p> <p>段ボールベットが調達できない場合でも、体育館の場合はベンチなど施設にある備品で代用できるため、有効に利用してほしい。</p>	<p>移動式灯油ストーブの燃料の調達については、関係団体と燃料の調達に係る協定を締結しており、現在、協定の実効性を確保するために関係団体と協議を進めております。</p> <p>カセットガスストーブについては、発熱量が小さいことから、家庭内備蓄での活用を啓発しております。</p> <p>また、各避難所の施設備品を有効に活用できるよう、今後の訓練等を通して検討してまいりたいと考えております。</p>

#### 3 食糧対策 (P.14)

意見の概要	札幌市の考え方
<p>非常食が2日程度しか無いならば、避難期間が2日を超えそうな場合は、早めに自衛隊宿舎や道警宿舎、公営の団地等の空き部屋に避難者を移住させるべきである。</p>	<p>発災2日目以降の備蓄物資については、民間企業との協定により調達することとしております。</p>
<p>粉ミルクは、断水時に哺乳瓶を煮沸消毒することが難しいため、液体ミルクを備蓄したほうが良いと思う。</p>	<p>液体ミルクは粉ミルクと比べ賞味期限が短いことから、備蓄ではなく民間企業との協定により調達することを検討しております。</p>

#### 4 トイレ対策 (P.14)

意見の概要	札幌市の考え方
<p>断水など既存のトイレが使用できない場合に備え、段ボールトイレを整備するのも一つ方法だと思う。</p>	<p>既存のトイレが使用できない場合に備え、簡易便座、排便収納袋及びし尿処理剤を備蓄しております。</p> <p>今後、これらの更新の機会などに段ボールトイレも含めた新たな物資の導入についても検討してまいりたいと考えております。</p>

#### 5 照明・停電対策 (P.14)

意見の概要	札幌市の考え方
<p>LED 投光器はバッテリータイプもあることから、停電対策としてはバッテリー式 LED 投光器と記載したほうが良いと思う。</p>	<p>LED 投光器の整備は、バッテリータイプに限定していないため、本案のとおりといたします。</p>
<p>可搬型発電機については、誰もが操作方法を習得しているわけではなく、燃料の確保が困難な場合もあることから、大容量リチウムイオンバッテリーの備蓄も良いのではないかと思う。</p>	<p>可搬型発電機の更新の機会などに、大容量リチウムイオンバッテリーも含めた新たな物資の導入についても検討してまいりたいと考えております。</p>
<p>停電時、連絡を取ったりするため、できるだけ早く電気がほしい。</p>	<p>停電時における携帯電話やスマートフォンなど情報通信機器の電源確保等のため、全ての指定避難所(基幹)に可搬型発電機の整備を進めております。</p> <p>また、市立小中学校には、災害伝言ダイヤルや家族等への連絡が行えるよう、NTT 東日本が特設公衆電話を設置しております。</p>
<p>昨年のブラックアウトでは、車から電気をとることが有効な停電対策であることが広く知られた。新型のハイブリッド車ならば、1,500W まで給電可能であり、避難所に車で避難する方から2～3台の協力があれば、可搬型発電機を超える容量を得ることができる。避難所の停電対策に加えるべきである。</p> <p>※類似意見 8 件</p>	<p>本計画では可搬型発電機の備蓄や協定による調達としておりますが、避難所における電源確保をより充実させるために、電気自動車やハイブリッド自動車などの活用も検討してまいりたいと考えております。</p>

<p>医療機器等への対応を想定した発電機を整備してほしい。</p>	<p>指定避難所(基幹)に整備を進めている可搬型発電機については、医療機器等への対応を想定してインバーターを搭載したものです。</p>
-----------------------------------	---

8 配置の基本的な考え方 (P. 15)

意見の概要	札幌市の考え方
<p>防災拠点倉庫の場所によっては、豊平川の決壊時に水圧で倉庫の扉が開かない、輸送するトラックも到着出来ない事態が想定される。平岸の高台地区などに、もう1か所設けた方が良いのでは無いか。</p> <p>また、浸水1メートル以上の洪水時は、船外機付きのボートで運ぶ体制は出来ているのか。</p>	<p>第3次地震被害想定を踏まえ全備蓄物資の8割を指定避難所(基幹)に分散配置していることから、当面は2か所体制で対応したいと考えております。</p> <p>また、洪水時の物資搬送については、船外機付きのボートを所持している関係機関に支援をいただき実施したいと考えております。</p>

## 第4章 要配慮者等への対応

### 1 配慮の基本的な考え方 (P. 16)

意見の概要	札幌市の考え方
各避難所を利用する要配慮者が何人いるか想定し、防災訓練の時に福祉避難スペースをどのように提供するか確かめておく必要があるのではないか。	避難所ごとの要配慮者の人数は想定しておりませんが、配慮の対象を区分して適切に対応することとしております。 また、防災訓練等においては、福祉避難スペースの提供の対応についても行っております。
要配慮者二次避難所(福祉避難所)への移送について、もっと具体的にわかりやすくしてほしい。	要配慮者二次避難所(福祉避難所)設置・運営ガイドラインにおいて、要配慮者二次避難所への移送の流れを記載し、ホームページに掲載しております。
知的障がいのある方が個別で過ごせる場所を提供してほしい。 また、自宅で過ごせる場合は、食品等を提供してほしい。	知的障がい者などの要配慮者について、滞在スペースでの生活が困難な場合には、福祉避難スペースとして別室の提供を行います。 また、在宅避難の方へも状況に応じて物資の提供を行います。
避難所の利用者が福祉避難スペース等について認識してもらう必要があるため、日本人や外国人に理解ができるよう「やさしい日本語」と多言語で書かれ、イラストも表示されたユニバーサルデザインの案内表示を事前に作成していただきたい。	避難所の掲示物については、要配慮者への配慮として、可能な限り「ふりがな」を振ることとしているほか、外国人への配慮として、(外国人が避難して来た場合は)各避難所に配置している避難所多言語シートを掲示することとしております。 今後、避難生活に欠かせない部屋の表示にピクトグラムを使用するなど、わかりやすい案内表示の作成を検討してまいりたいと考えております。

### 3 外国人への対応 (P. 16)

意見の概要	札幌市の考え方
外国人への対応については、「一時的には宿泊したホテル・旅館が、ロビーあるいは空室の客室に留め置くよう行政が協力を求める連携協定を結ぶ。受け	災害発生時に、ホテル・旅館等に滞在されている旅行者の皆さまに対して、可能な範囲で客室・ロビー等の滞在場所を提供していただくようホテル関係

<p>入れ態勢が整った指定避難所に順次移すとともに外国大使館等からの支援を受ける。」としてほしい。マンションでは大地震の場合、マンション内にとどまることを基本としているので、ホテルでも同様の対応が求められるのではないか。</p>	<p>団体と協定を締結したところです。</p> <p>協定に基づき、札幌市は、ホテル・旅館等に滞在している旅行者の皆さまに対して、関係機関と連携し、交通機関の運行情報の提供や外国語支援などを実施することとしております。</p>
--	---

#### 5 女性への対応 (P. 17)

意見の概要	札幌市の考え方
<p>着替えスペースや授乳スペースを設けるなどの具体的な使用目的が記載されるのが望ましい。</p>	<p>更衣、授乳スペースを設けることについては、「第5章 避難所における生活環境の確保 3 避難者の特性に応じたスペースの確保」(P. 18)に記載しております。</p>

#### 8 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 (P. 17)

意見の概要	札幌市の考え方
<p>自宅等に滞在している被災者を確認できる仕組みを整備してほしい。</p>	<p>札幌市が作成する避難行動要支援者名簿情報を活用するほか、地域や関係団体、災害ボランティア等の協力も得ながら確認ができる体制づくりに努めてまいりたいと考えております。</p>
<p>自宅等に滞在する被災者との連絡方法(メール等、電話以外も含める)を確保してほしい。</p>	
<p>冬の車中泊避難は、凍傷や車内に排気ガスが充満するなど危険であるため、極力屋内に誘導するという記載をしてはどうか。</p>	<p>季節に関わらず、車中泊避難は健康的リスクが高く推奨できないため、避難所への移動を促すことを記載しております(P. 18)。</p> <p>なお、避難所への移動を促す際には、注意喚起文を配布することから、この中で冬の車中泊避難の危険性についても記載したいと考えております。</p>

#### その他

意見の概要	札幌市の考え方
<p>バリアフリーの仮設住宅を用意してほしい。</p>	<p>北海道胆振東部地震の際には札幌市が民間賃貸住宅を借り上げて仮設住宅としたため、被災者自身で住宅を選び、希望する条件に合った住宅を提供しました。</p>

	<p>今後災害が発生した際に、札幌市が仮設住宅を建設する場合は、バリアフリー化した住戸の設置を検討したいと考えております。</p>
<p>要配慮者への対応について、平常時から関係する団体等と安否確認及び避難にあたっての対応を協議・整備してほしい。</p>	<p>障がい福祉サービス事業者等により組織される自立支援協議会では、障がいの安全・安心の確保について協議を重ねており、また、障がい当事者団体では、市長訪問及び各区長訪問等の場を活用して災害対応の在り方について意見交換を行っております。</p> <p>さらに、災害時の緊急受入れに関する協定を締結している障がい福祉施設では、避難訓練・災害対応訓練を通じ、避難や災害時の対応について協議を重ねており、施設職員及び障がい当事者の災害対応力の強化に努めているところです。</p> <p>今後も関係者との協議を継続するとともに、必要な支援や取り組みを広げてまいりたいと考えております。</p>
<p>札幌市の福祉のまちづくり条例の基準に基づき、要配慮者二次避難所(福祉避難所)以外の避難所等もバリアフリー化を計画的に推進してほしい。</p>	<p>札幌市福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー化を計画的に進めており、バリアフリー化がなされていない指定避難所(基幹)については、改築や改修に併せて実施していきたいと考えております。なお、現時点で障がい者専用トイレ(多目的トイレ)が設置されていない施設については、身障者用簡易便座を備蓄しております。</p>
<p>全避難所に常設のスロープを設置してほしい。</p>	
<p>トイレについては、広さおよび構造が障がいをお持ちの方に使用可能なものになっているか検証してほしい。</p> <p>また、避難訓練で当事者の方に実際に体験させてほしい。</p>	<p>また、本市で実施している防災訓練等においては、機会を捉え要配慮者の方々にも参加いただいております。今後は、トイレに関する項目を盛り込むことなども検討してまいりたいと考えております。</p>
<p>障がい者専用トイレを設置していただきたい。</p>	

## 第5章 避難所における生活環境の確保

### 3 避難者の特性に応じたスペースの確保 (P.18)

意見の概要	札幌市の考え方
<p>障がいのある方のために、トイレの出入口に段ボールで靴箱を整備することや、パイプ椅子を置いてそこに座って靴の脱ぎ履きを促すことが必要だと思ふ。</p> <p>また、救護、休憩の機能を有するスペースの他に食事をするスペースを別に設けることが、生活不活発病の予防や衛生面を考慮する上で必要だと思ふ。</p>	<p>避難所運営マニュアルでは、トイレに入る際は感染症予防のため、スリッパに履き替えることとしております。また、身体の不自由な方のために、入口付近にはイスを設置し、靴を履き替えやすくなるよう配慮することとしております。</p> <p>段ボールで靴箱を整備することなどや、食事スペースを別に設けることなどのいただいたご意見につきましては、参考にさせていただきます。</p>

### 4 通信・情報対策 (P.19)

意見の概要	札幌市の考え方
<p>要配慮者への情報提供については、館内放送、掲示板、情報ニュース（配布媒体）及び手話通訳等の人的サポートの確保が必要である。</p>	<p>避難所では、聴覚障がい者や知的障がい者などに配慮する必要があります。障がいの特性ごとに必要なコミュニケーション手段は異なることから、札幌市障がい者コミュニケーション条例を踏まえ、今後も適切な対応に努めてまいりたいと考えております。</p>
<p>要配慮者への情報提供については、障がい（色弱を含む）をお持ちの方に配慮して、文章は簡潔、ルビ付、わかりやすくするとともに、文字のポイント・字体及び配色は読みやすくしてほしい。</p>	
<p>要配慮者への情報提供については、「多言語シートや筆談ボード等」ではなく、札幌市障がい者コミュニケーション条例のパンフレットにある手段を全て記してほしい。少なくともコミュニケーション支援ボードは必要である。</p>	
<p>停電時でも受発信と通話が可能となる「AC電源不要の電話機」を区役所・まちセン・避難所に備えるべきと考える。</p>	

	小中学校には、NTT 東日本が停電時も使用可能な特設公衆電話を設置しております。
--	--

## 5 健康・衛生対策 (P. 19)

意見の概要	札幌市の考え方
定期的な服用する処方薬は準備しますが、足りなくなった際に相談させていただきたい。	定期的な服用する処方薬については、1週間程度の予備薬の処方や足りなくなった際の対応等について、あらかじめかかりつけの医療機関などに相談しておくようお願いいたします。
保健師に相談させていただきたい。	避難者の健康管理のため、保健師等による健康調査や健康相談を実施できる体制整備に努めてまいりたいと考えております。

## 7 飲料水対策 (P. 20)

意見の概要	札幌市の考え方
処方薬を服用する水を早めに提供いただきたい。	札幌市では、市内45箇所に拠点給水施設を整備し、発災直後の約100万人分の水を3日分確保しております。
北海道胆振東部地震の際、停電によりポンプが停止し共同住宅の上層階で断水状態となった。これに対し、直圧式に切り替え可能な共同住宅では5~6階まで給水可能であったようである。各避難所の給水設備も直圧式に切替えることについて検討しておく必要があると考える。	また、指定避難所(基幹)である市立小中学校においては、管路被害による断水時にも飲料水を確保できるよう、耐震化した受水槽を設置しております。

## 8 防犯対策 (P. 20)

意見の概要	札幌市の考え方
避難所での仕切りは、避難者からの申し出がなくても確実に設置してほしい。 また、過去の被災地では、トイレでの性犯罪もあり、安全が確保されるような視点が必要である。	避難所における仕切りについては、プライバシー確保や精神的ストレスの軽減を図るため、民間企業との協定により調達し提供することを検討しております。 また、トイレでの性犯罪を防止するため、LED投光器の設置や避難者による巡回を行うなど、防犯に努めることとしております。

その他

意見の概要	札幌市の考え方
<p>避難生活が長期化すると、特に高齢の方は体力が低下するため、洗濯する場所など生活行為ができる場所の設置が必要である。</p>	<p>避難生活が長期間に及ぶ場合には、利用者の利便性を考慮し、洗濯機等を協定などで調達し適切な場所に設置することを考えております。</p>
<p>リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、義肢装具士、ケアマネジャー等）は、要配慮者への対応を含め、避難所の環境整備についてノウハウや助言を行うことができる。</p>	<p>災害時のリハビリテーション専門職の活用について、関係機関と今後協議させていただきたいと考えております。</p>

## 第6章 運営方針

### 1 開設、閉鎖・集約の基本的な考え方 (P.21)

意見の概要	札幌市の考え方
<p>指定避難所(地域)の開設の基本的な考え方に「降雪期(11～4月)の時間外に震度6弱以上の地震が発生した場合」を追加し、＜開錠について＞に指定避難所(地域)を含めていただきたい。厳寒期の地震において、指定避難所(地域)の開設を区災害対策本部長と施設管理者が協議・判断して、その後に市職員が開錠するまでの時間を考えた時、地域住民による迅速な開設で助かる命が必ずあるはずである。</p>	<p>指定避難所(地域)については、指定緊急避難場所兼指定避難所(基幹)を補完する施設となりますので、災害時には、施設管理者と協議し、開設が必要と判断した場合に開設することとしております。</p>
<p>指定避難所(地域)は原則、開設し宿泊にも対応すべきであり、そのためには施設ごとに、非常時における施設管理者・市職員(施設従事者)・住民代表(地域の自主防災減災推進協議会メンバー)など、関係者の役割分担を決め、平時において避難所開設・運営訓練等を実施しておく必要がある。</p> <p>また、指定管理者が施設管理者を兼ねる場合は、契約時に災害時における役割・対応について明文化しておく必要もあると考える。</p>	
<p>避難所となる小中学校の開設の指示ができない場合も含め、災害時に施設管理者、町内会などが現場の判断で開錠し、住民に開放できるようにしてほしい。</p> <p>また、閉鎖については、転居希望など状況を丁寧に聞き取り、市営住宅のみなし仮設だけではなく、学校区が変わらない民間賃貸住宅借上による支援が必要である。自宅に戻った後や転居後も被災により困難が続くことも考慮し、継続して相談ができるよう行政や</p>	<p>指定避難所(基幹)の開錠に際しては、施設の安全点検や周辺の地割れなども確認する必要があることから、原則、施設管理者や市職員が安全確認を行った上で開錠することとしております。</p> <p>なお、住民が先着した場合には、状況に応じて暗証番号キーボックス内の鍵を使用し開錠することとしております。</p> <p>民間借上型仮設住宅の提供については、災害救助法に基づき全壊を対象者として支援するものとなっております</p>

<p>地域の支援先の情報提供が必要である。</p>	<p>が、全壊に至らない場合でも特定の要件により提供を受けることができる場合もあります。</p> <p>また、今後の生活に不安を抱える市民の皆さまに対する支援等の情報をまとめた「生活支援ガイド」で情報を提供させていただいております。</p>
<p>誰が開設することになっても、同じように開設が可能な仕組みづくりとして開設の段階から必要になる「避難所開設物資」を明確にして収納してほしい。</p> <p>例)「最初に開けるハコ①(トイレ)」「最初に開けるハコ②(受付)」のように、誰が見てもわかる表示をして、その箱をあければ受け入れ可能なところまで準備ができるセットを指定避難所(基幹)ごとに作成していただきたい。</p>	<p>避難所開設にあたっては、どこの避難所でも同じような対応が可能となるよう、必要な物品を保管した避難所開設キットの整備を進めているところです。</p>

## 2 運営の基本的な考え方 (P. 24)

意見の概要	札幌市の考え方
<p>札幌市、地域、施設管理者が協同で行う防災訓練や研修に要配慮者も参画してほしい。併せて要配慮者が必要とする対応を項目に盛り込んでほしい。</p> <p>※類似意見1件</p>	<p>本市で実施している防災訓練等においては、機会を捉え要配慮者の方々にも参加いただいているところであり、今後も継続していきたいと考えております。</p>
<p>避難生活が長期化すると、高齢の方は何もすることがない状況になるため、配膳、掃除、ゴミ捨て等に協力してもらおうなど、具体的な記載があっても良いと思う。</p>	<p>本計画にも記載(P. 24)しているように、避難所運営においては、世代や性別、国籍に関わらず、それぞれの機能を発揮するとともに、相互に連携し・協力しながら組織的な活動を行うこととしております。</p>

## その他の意見

意見の概要	札幌市の考え方
<p>近隣市町村と連携し他市町村からの避難者の受け入れを検討していただきたい。</p>	<p>災害時には、近隣の市町村とも連携して避難者の受け入れについて協議を行うこととなります。</p>